

令和7年度 第9回江津市農業委員会総会

日時：令和7年12月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規程による届出について  
報告 第2号 農地利用集積促進計画について
- 第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について
- 第4 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第6 議案 第3号 非農地証明について
- 第7 その他

○出席農業委員（11名）

- 1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
- 5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子
- 9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（11名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、  
野田英夫、湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 早いもので本日が、今年最後の総会になりました。1年間ご協力ありがとうございました。先月の11月27日に、東京の文京シビックホールで、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会がありました。お手元に資料をカラー刷りの冊子で用意しましたので、ご一読ください。全国各都道府県の会長や市町の関係者が一堂に集う集会へ、島根県からは農業会議の三島会長や和久利事務

局長をはじめ、県内の各市町の会長や事務局長等関係者の25名で参加いたしました。江津市からは大賀事務局長と私の2人で参加をいたしました。集会にさきがけて開催された農業リーダーズサミット2025では、元鳥取県知事で総務大臣を歴任された片山善博さんの「地域における女性登用の意義と組織トップの役割について」と題した基調講演があり、そのあと、全国農業会議所や全農中央会、全国土地改良事業団体連合会の各専務理事等から、農業分野への女性登用に向けた意気込み、取組方法のノウハウや事例について報告がございました。また、そのあとの集会においては、國井会長が、令和8年度に向けた農業関係予算の確保、並びに、各地においての基本計画の実現と農業構造の転換による推進についてを論点に、1つ目の柱として、農業構造転換を集中的に推進するための施策を具体化を行って食糧自給率及び国内生産の増加を目標とすること、2つ目の柱として、地域計画の実行、実現とブラッシュアップと農地政策の強化に着目し、まずは地域計画の実行に向けた基盤整備の予算確保、次に地域計画の実行を担う農業委員会系統組織の体制整備についての要請書を鈴木農林水産大臣に手渡されました。集会後、衆議院議員会館に行き、高見議員、舞立議員、出川議員、青木議員、藤井議員へ要請書の提出と意見交換を行い、亀井議員については事務室に出向きましたが不在でしたので、秘書へ要請書を手渡したところです。特に舞立議員は、このたび財務副大臣を務めておられ、高見議員は衆議院の解散を見据えて活動を活発化しておられるようです。地元代表として選出されている先生方と意見交換ができ、それぞれの市町の現状や課題について、先生方と個々に話す機会を得て、地域の課題や問題などについて聞いていただき、有意義な交流会となりました。詳細については、お手元の資料をご参照ください。以上簡単ですが報告とさせていただきます。

会 長 それでは、ただいまより、令和7年度、第9回江津市農業委員会総会を開催いたします。本日は、全員が出席ですので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]



令和7年12月23日から令和8年12月22日です。被害防除等は、隣接地に影響を与えないように盛土を行なって、土砂の流失を防ぐとのことです。以上です。

会 長        それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員    位置図1頁です。12月19日に現地確認しました。県道井田江津線沿いで、浅利交差点から約●●●km●●●●に進み●●●付近で●●の農地です。事務局報告にもあったとおり、●●●●の手前にある農地は、令和3年3月の地形変更申請を経て、嵩上げが完成し果樹などが栽培管理をされています。今回の農地は隣接で段差があるため、嵩上げをして高低差を無くしたいそうです。周辺には、耕作地が無いため、特に影響はないと思います。

会 長        ただ今、報告と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[ なし ]

会 長        質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、この件について承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長        挙手全員と認めます。よって、「農地の地形変更届の1」については、承認することに決しました。

#### 農用地利用集積等促進計画

会 長        日程第2、報告第2号「農用地利用集積等促進計画報告について（令和7年12月報告分（貸借）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局      報告第2号、「農用地利用集積等促進計画報告について（令和7年12月報告分（貸借）」です。番号1番です。農地の所在は松川町上河戸●●●番●、地目は田、面積は1,304㎡です。貸借権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。貸借権の設定を受ける者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借期間は令和7年11月22日から令和17年12月31日までの10年2ヶ月です。10aあたり●●●●円の賃借料です。2番です。波積町北●●●番●、地目は田、面積は1,419㎡です。3番です。波積町北●●●番●、地目は田、1,870㎡です。4番です。波積町北●●●番

●、地目は田、面積は 1,986 m<sup>2</sup>です。貸借権を設定する者は●●●●代表相続人●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●●●●●●●-●●●●号です。貸借権の設定を受ける者は、●●●●●●●●●●、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●です。貸借期間は令和 7 年 11 月 22 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月で、賃借料は 2 番が 10a あたり●●●●円、3 番が 10a あたり●●●●円、4 番が 10a あたり●●●●円です。5 番です。波積町北●●●●番●●●●、地目は田、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。6 番です波積町北●●●●番●●●●、地目は田、面積は●●●●m<sup>2</sup>です。貸借権を設定する者は●●●●代表相続人●●●●さん、●●●●市●●●●番地●●●●です。貸借権の設定を受ける者は、●●●●●●●●●●、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●です。貸借期間は令和 7 年 11 月 22 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月で、賃借料は 10a あたり 5 番が●●●●円、6 番が●●●●円です。7 番です。波積町本郷●●●●番●●●●、地目は田、面積は 1,578 m<sup>2</sup>、賃借権を設定する者は●●●●●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●です。貸借権の設定を受ける者は、●●●●●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地●●●●です。貸借期間は令和 7 年 11 月 22 日から令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年 2 ヶ月で、使用貸借です。

会 長 　ただ今、事務局より報告と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[ なし ]

会 長 　質問等が無いようであります。報告のとおり、この件について、「農用地利用集積等促進計画（貸借）の報告」については、ご了承願います。

農地法第 5 条第 1 項

《 敬川町 》

会 長 　次に、日程第 4、議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」です。1 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●●●●、地目は畑、面積は 330 m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●●●市●●●●区●●●●丁目●●●●番●●●●の●●●●号







額が違うのですが、なにか意味があるのですか。

5 番委員 これは期間が違います。

4 番委員 期間が違うんですね。理解しました。ありがとうございます。

会 長 他にご質問がありますか。

階本推進委員 確認ですが、田代さんの説明で工期が来年の 3 月までとなっていますが、引き継いで田を耕作するのでしょうか。工事自体、この期間では非常に難しいと思うのですが・・・。

事務局 浜田県土整備事務所から申請の申し入れがあった時に、事業年度で区切って 3 月 31 日までの工期で届出をするけれど、もう 1 年間は継続をする予定なので、3 月にもう一度一時転用届を提出して 1 年間延長をするとのことでした。工事完了後は、農地に戻すということは聞いています。

会 長 他に質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の 1、2、3」については、可決されました。

#### 非農地証明交付申請

#### 《 敬川町 》

会 長 次に、日程第 6、議案第 3 号「非農地証明交付申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員と盆子原推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「非農地証明交付申請について」です。1 番です。農地の所在は、敬川町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は 398 m<sup>2</sup>です。申請者は●●●●●● ●●●● ●●●●さん、●●県●●市●●●●番地●です。非農地の理由は、畑で家庭菜園等を行っていましたが、利用頻度が減少したことにともない荒廃してしまったため、別の用途での使用も視野に入れ、現況に合わせて登記を行いたいということでした。以上です。

会 長 それでは、大村委員より調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 位置図5頁、6頁です。12月19日、盆子原さんと一緒に現地確認に行きました。写真が分かりやすかったです。No.1及びNo.2は●●●●の左岸で、No.3の屋根がみえるのが●●●●です。No.4は●●●●です。No.3と4は背丈ほどの草が繁茂しておりまして、人が入ると見えにくいぐらいの高さに原野化しています。現場の説明は以上です。

会 長 それでは続いて、盆子原推進委員から調査結果の報告等をお願いします。  
盆子原推進委員 同日一緒に現地を参りまして、大村さんが報告されたように現地は写真通りの状況でした。どうぞご審議よろしくをお願いします。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請1について」は、承認することに決しました。

#### 《 跡市町 》

会 長 次に、議案第3号「非農地証明交付申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員と野田推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 2番です。農地の所在は、跡市町●●●●番、登記は田、現況は山林、面積は1,566㎡、跡市町●●●●番、登記は田、現況は山林、面積は704㎡、跡市町●●●●番●、登記は田、現況は山林、面積は10㎡、跡市町●●●●番、登記は田、現況は山林、面積は595㎡です。申請者は●●●●さん、●●●●都●●●●区●●●●丁目●番●●号●●●●●●●●●●●●●●●●号です。非農地の理由は、平成25年の災害にともなって橋が流されて耕作することができなくなり、荒廃しているという事でした。以上です。

会 長 それでは、和田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員 位置図7頁、写真8頁です。跡市方面からの市道跡市本明線を●●方面

側へ河川と並行して進んで、●●●を渡って川沿いの跡市寄り約●●●mのところ分散して4か所が申請地です。12月17日に申請人に聞き取りを行なうとともに、野田推進委員と現地を確認いたしました。以前は河川に橋が架かっており、所有者の家屋とその周辺に農地があったそうですが、昭和45年に●●へ住所を移転してしばらくは通い耕作を行っていたそうですが、通うことが困難になって荒廃が進んでいたところに平成25年の災害で橋が流され川を渡る方法もなく現在に至っているとのこと。現地は山地化して直接確認することすら困難な状態になっており、これまでの経緯等から非農地証明は止むを得ないと考えます。ご審議をお願いします。

会 長 それでは続いて、野田推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

野田推進委員 和田委員から報告があったとおりで、農地申請者の原田さんの親の時代に●●へ防災関連で移転したということでした。●●町で水田耕作していたという経緯があります。追加報告させていただきます。以上です。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請2について」は、承認することに決しました。

《 二宮町神村 》

会 長 次に、議案第3号「非農地証明交付申請の承認の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員と仲津推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 3番です。農地の所在は、二宮町神村●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は218㎡、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は36㎡、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は181㎡、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は128㎡、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は565㎡、二宮町神村●●●番●、登記は

畑、現況は原野、面積は 416 m<sup>2</sup>、二宮町神村●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は 201 m<sup>2</sup>、二宮町神村●●●●番内●、登記は畑、現況は原野、面積は 39 m<sup>2</sup>、二宮町神村●●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は 280 m<sup>2</sup>、二宮町神村●●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は 95 m<sup>2</sup>です。申請者は●●●●さん、●●市●●区●●●●丁目●番●号●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●号です。申請の理由は、昭和 60 年月日不詳ですが、それ以降耕作していないため、原野や山林となっており、現況にあわせて登記を行う際に必要ということでした。

会 長        それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員     位置図 9 頁、10 頁です。二宮町神村と千田町の境界付近です。17 日の午後 2 時ころ仲津推進委員さんと一緒に現地確認しました。位置図のタイトルの横に宅地の図が載っていますが、申請者の●●●さん宅で、現在は空き家となっています。●●●●●●●●●●沿いで、神村方面から千田方面に進むと、道幅は広いですが急なカーブがあります。カーブ手前に●●●があり、その付近から急勾配の進入路があり、それを下ったところに分散して申請地があります。また、申請者の家屋の背後地も荒廃した申請地です。現地は、原野化、山林化しており、写真の通りで、全部を踏査することはできませんでした。申請通り、非農地と判断するのが妥当と思われます。以上です。

会 長        それでは続いて、仲津推進委員から調査結果の報告をお願いします。

仲津推進委員     17 日午後 2 時頃現地確認に参りました。現地は道路を挟んで両サイドにあるのですが、9 号線から約● km 入った神村地区になります。現場は勾配約 30 度の傾斜地になっていまして、段々畑があったと思われます。写真で、ご覧いただけるように、現地は草が生えて、葛は多く、山林化して現況復帰は無理だと思えます。

会 長        ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長        質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長        挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請 3 について」につい

ては、承認することに決しました。

《 和木町 》

会 長 次に、議案第 3 号「非農地証明交付申請の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員と野村推進委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 4 番です。農地の所在は、和木町●●●番●●、登記は畑、現況は宅地、面積は 200 ㎡です。申請者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。申請の理由は区画整理事業で整地された一部になっているということでの現況にあわせた登記を行なうとのこと。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図 11 頁、12 頁です。12 月 18 日木曜日の午後 1 時頃、野村委員と現場で打ち合わせして確認しました。場所ですが、11 頁の、写真のほう判りやすいかもしれません。左上のほうに●●●●●●●と書いてあり、隣接が国道 9 号線、●●●●●の東側が●●●●●●●で右手が嘉久志方面で、左手が都野津方面です。この交差点から山側の坂道を国道から約●●m 進み左に曲がると●●●m くらいで現場につきます。詳細記述にもありますが、昭和 53 年頃から区画整理ということで、整備されており、段々畑のような形状で住宅地になっています。現地の写真は 2 筆になってますが申請は 1 筆なのですが・・・。

事務局 申請後に申請人が亡くなられたため、1 件は不受理となりました。

4 番委員 写真では 2 筆となっていますが、申請は 1 筆で川口道子さんから出ています。川口道子さんは 504 番 16 で、504 番 2 は川口道子さんのお兄さんの土地とのこと。前後しますが、●●●●さんに 12 月 16 日の午後 3 時半頃、近所にお住まいなので面談しました。2 人で相続したときに、分筆登記されてようです。同時に一団の土地として非農地証明願を出そうということだったのですが、申請を出されて 2、3 日後にお亡くなりになったということで、事務局では申請人死亡による不受理になったらしいです。位置図のほうはそのままの 2 筆の記述で、申請書は●●●●さんだけが出ているということになっていますので確認ください。元々畑だった土地が、区画整理を行い宅地として利用することになっていますので、基本的には問題ない

と思いますが、年に2、3回は草刈りして管理されているのではないかと思います。また、両横を含め隣接する3方向とも住宅が建ってしまっていて周りは耕作している農地がないので問題はないかと思います。以上です。

会 長 それでは続いて、野村推進委員から調査結果の報告等をお願いします。

野村推進委員 原田さんのほうから詳しく説明がありました。特に私のほうから付け加えることはございません。

会 長 ただ今、事務局の説明とお二方の調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

事務局 追加情報ですが、先ほど原田委員からありました、もう一筆の非農地届の件ですが、先週の木曜日に●●さんの相続人さんから非農地証明の提出があり、来月審議をしていただきたいということでしたので申し添えます。

会 長 他に質問ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明交付申請の4について」については、承認に決しました。

#### 議案第4号

会 長 次に、本日の議案第4号として、お手元に配布されております「農地耕作条件改善事業市村地区における換地計画の同意について」を事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地耕作条件改善事業市村地区における換地計画の同意について」です。内容につきましては、市村地区で実施しております農地耕作条件改善事業の土地改良法における換地計画について、島根県で換地計画等の許可申請を行なうにあたって、改良法第96条の4において流用する同法の第52条8項の規程による農業委員会の同意を求めるということでございます。換地計画の紹介につきましては農林水産課の山本課長から説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

山本課長 まず事業の概要と換地計画についてご説明させていただきます。1頁をごらんください。松川町市村の緑色をつけている水田です。松川の261号

線から上津井方面に入る市道沿いにある田です。先ほどもありましたように、市が事業者になりまして、令和4年度から事業を開始し、令和7年度が事業完了年度として取り組んでいるものです。2頁をごらんください。換地図、工事後の図面ですが、全体が3.2ha、整備後の新たな水田の境を黒い太線で表示しています。整備後は、①から⑧の8つの区画で形成されており、その区画の中に、単独あるいは複数の所有者で構成されています。次頁の3頁の現形図は、整備前の区画であり、狭く、小さい、不整形の田でした。換地後は大区画になっており、圃場整備を実施することにより、畦畔を取り払い区画拡大して、平均で約3,800㎡の区画が8つになっています。最も大きな団地③から⑧の農地周囲には、用水路・排水路を分離して整備し、東側が排水路、西側が用水路を配置しました。次に、換地計画です。整備前の従前の土地を整備後の新たな土地へ配置することを換地と言いますが、移し替えるために基準等を定めて、従前地及び換地後の土地の詳細を換地計画書としてまとめていきます。4頁の地区総計表をご覧ください。この地区総括表は、地区全体の換地計画をとりまとめたものです。4ページが農地です。表の左側に従前の土地、右側に換地後の筆数、面積等を記載しています。5ページが道水路を含めた全体の合計です。従前の筆数48筆で面積が31,225.91㎡に対して換地後は筆数30筆、面積は32,239㎡です。総括表では、地権者ごと、筆ごとに、従前と換地後の内容が記載してあります。換地計画の内容については以上ですが、当地区の換地計画を決定するにあたっては、土地改良換地士という専門的な資格を持った方に精査していただくとともに、土地改良法の規定に基づいて12月14日に開催した権利者会議では、権利者の2/3以上の出席と同意を得て換地計画が決定されています。今後の予定ですが、農業委員会の同意を得た後に、換地計画書に同意書を添付して島根県に換地計画認可申請を行います。認可を取得した後に法務局へ登記申請を行うこととなります。以上で説明を終わります。

会 長       ただ今、農林水産課長より説明がりましたが、ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。

会 長       質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地耕作条件改善事業市村地区における換地計画の同意について」については、承認することに決しました。

その他

会 長 次に、日程第 8、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 特にございません。

会 長 その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

会 長 他にございませんか。

〔 「なし」 〕

会 長 それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 7 年度、第 8 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次の開催は、年が明けて 1 月 21 日水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 56 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員